

第4章 整備の方向性

4-1 構成要素の現状と課題等

史跡松坂城跡は、様々な要素で構成されている。ここでは平成24年度に策定された『史跡松坂城跡保存管理計画』（以下「保存管理計画」という）で整理された構成要素に従い、これら構成要素の現状と課題等を示しておく。

4-1-1 主たる構成要素

(1) 地上遺構

① 地形

<現状>

松坂城跡は、独立丘陵である四五百森を造成し築城されている。本丸跡、二ノ丸跡、きたい丸跡、隠居丸跡等は現在もほぼ往時の地形を残していると思われる。史跡指定地の北西の縁辺部においては、近年の松阪公園グラウンドスタンド設置のため地形は大きく改変されており、また南端についても本居宣長記念館の建設に伴い、地形の改変がなされていると考えられる。さらに雨水の流出等により土塁跡や斜面地においては崩落がみられる箇所があり、これらの箇所でも多少の地形の変化がみられる。

<課題等>

史跡指定地北西端裾部等の地形は改変されており、築造当時の地形を留めていない。また斜面部等において雨水の影響で土砂の流出による地形の変化がみられ、遺構である地形が損傷している。今後も土砂流出の進行が予測されるため、対策が必要である。

② 縄張・曲輪

<現状>

史跡指定地は、本丸、二ノ丸、きたい丸、隠居丸からなるが、松坂城は平山城で北東側を大手、南東側を搦手とし、本丸・二ノ丸・三ノ丸等より構成されている。松坂城の縄張は、天守が外側の石垣には面せず、本丸内に一段小高く天守台を築くなど織豊期の古式の縄張を有している。絵図等によればかつては本丸、二ノ丸には高い石垣を築き、三ノ丸の外周には土塁と堀が巡っていたが、現在では二ノ丸跡等と上段、下段に分かれた本丸跡の高石垣等で城郭を形成している曲輪を確認するに留まっている。また北廻多聞など絵図には見られるものの塞がれた通路があるなど、築城当時の縄張・曲輪が改変されているところもある。特に北西の縁辺部は松阪公園グラウンドスタンド設置のため形状が大きく改変されている。

<課題等>

史跡指定地北西の縁辺部はもとより、後世において改変された縄張・曲輪が所々に見られ、松坂城の構造や特徴を表徴していない箇所が見られる。またこれまで、本丸跡をのぞいては発掘調査はなされていない。

③ 石垣・石段

<現状>

松坂城跡の石垣は、大半が花崗岩の自然石もしくは割石を用いた乱積で、平面形状は概ね直線と入角・出角で構成されている。石垣の修理は、江戸時代にも幾度か行われており、このことは絵図等史資料によりわかる。また昭和63年(1988)度から平成15年(2003)度にかけて大修理が実施されている。しかしながら未修理箇所においては、孕みや石材のズレ、割れ等がみられる石垣がある。

本丸は上下2段の段状に区画されており、その段差は約5mで、それぞれの区画は外縁に石垣を有している。天守台の石垣は、大きささまざまな自然石もしくは割石の乱積を基本とし、その角部は割石を用いた織豊期の古式となっている。太鼓櫓石垣は荒加工された乱積で角部は同じく算木積風で、角部を多用した「枅形」を形成している。

本丸の東側約10m下方に位置する二ノ丸石垣は、高さ10mをこえる高石垣で、大きさがある程度揃った石材をノミ加工し築かれている。中でも裏門や松阪公民館前の石垣の角部は加工度が高く、控え長が大きい。『松阪公園石垣修復工事報告書』(平成15年 松阪市)によれば「形式は角石・角脇石と一体になった城郭石垣の技術が完成された元和・寛永以降のものと思われる」とあり、藩政時代に築かれたものと推測されている。入隅部分に一部孕みが生じている他ほぼ安定している。

表門周辺石垣は主に自然石を使用しているが、後世に手が加えられたと思われる箇所が多く見られる。樹木の生長によるものと思われる石材のズレや崩壊、孕みが所々見受けられ、一部崩落箇所もある。

松坂城跡の西側を画するきたい丸石垣は、高さ8m前後、積み方は乱積を基本とし、間詰め石を比較的多く用いている。また角部においては角のある石材を使用した算木積で、築造年代は古田時代とされている。鐘ノ櫓石垣は一面地被植物に覆われ、上方には樹木が生育しているものの、さほど破損状況はなく全体的に安定している。

隠居丸を画する石垣は、大きさの揃った石材を利用した乱積で、高さは約12mにも及ぶ。角部は、二ノ丸石垣と同様加工度の高い石材を用いた算木積である。埋御門、裏門周辺を含め石垣は比較的安定している。

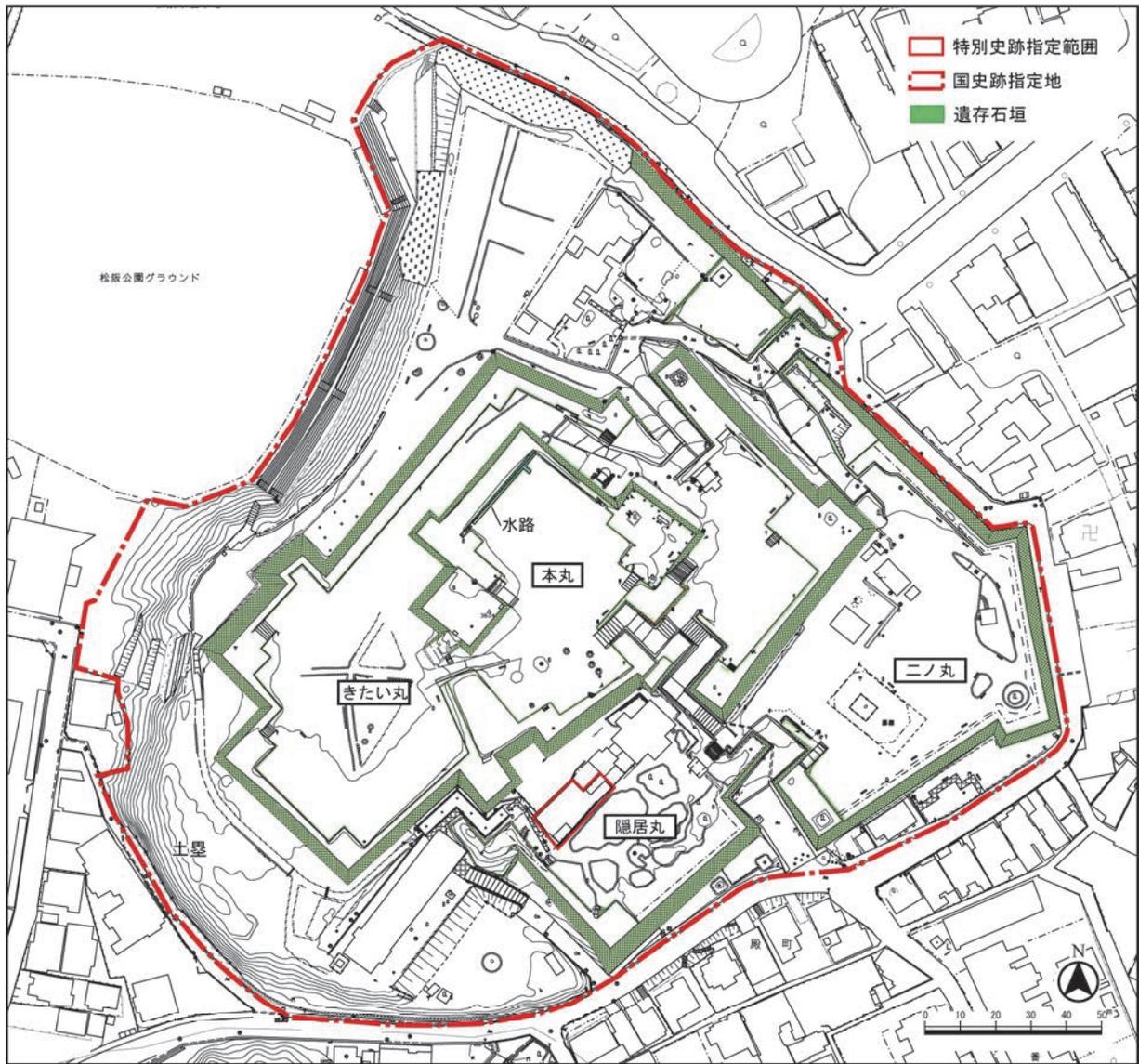
なお、現存する石垣は古絵図との比較において差異が見られる箇所が少なくない。以下、現況と3枚の古絵図との比較検討結果を示しておく。

<課題等>

史跡松坂城跡の石垣・石段は、近世に入り撤去されたり、積み替えられたりした箇所が少なくない。特に本丸天守台の南西側にとりついている階段状の石垣は、城の構造から見ても築造当時のものではない。また未修理箇所であるきたい丸と本丸上段の間の石垣や二ノ丸北東側の石垣などには、一部孕み、築石のズレ・割れや間詰め石の抜け・緩みが見られるなど将来の崩落につながる石垣の損傷も見られる。一方、近年の保存修理工事において解体・積直し工事が実施され、石垣は安定しているものの、本来の松坂城の石垣と異なった形の石垣も見られる。

史跡松坂城跡西部の松阪公園グラウンド側では、土砂流出防止のため、近代的な積み方で石垣が形成されている。

なお昭和62年(1987)度に昭和63年度から始まる石垣修理工事に先立つ石垣調査が実施されたが、この調査は修理箇所を選定する石垣崩落の危険度を抽出するための調査であったため、史跡松坂城跡においては文化財石垣としての学術的な調査はこれまで実施されていない。



石垣分布図

④ 土塁

<現状>

史跡指定範囲南西部と北端部に、遺構である土塁が残存しており、部分的に小ぶりの石材を使用した腰石積も確認できる。その土塁上部には、樹木が繁茂している。絵図に記載のある土塁については、測量調査によって一部明らかになったが、発掘調査等がなされていないため、全容は明らかになっていない。

<課題等>

遺存する土塁は、雑木類に覆われ一般の来訪者にはわかりにくい遺構となっている。また、既存の樹木は樹根の生長等により遺構を損傷することが考えられる。なお、これまで土塁遺構解明のための発掘調査は実施されていない。



土塁遠景



腰石積確認状況

⑤ 城内道

<現状>

城内道は、現在その多くが見学路として利用されており、比較的良好に往時の動線を残している。しかし、古絵図と比較すると、石段が消滅している箇所や石垣の形状の変更により、ルートが現況と異なる点を確認できる他、きたい丸跡をはじめ近年の公園整備の中で、新たに設けられた通路と遺構としての歴史的な道路の区別がわかりにくくなっている。一部の城内道においては、雨水により表土が流出したり、段石のズレやゆるみが見られる箇所もある。また、勾配のやや急な箇所もある。

<課題等>

歴史的な城内道が消滅したり、また来訪者のため設けられた見学路と歴史的な城内道の区分は認識できない状況にある。

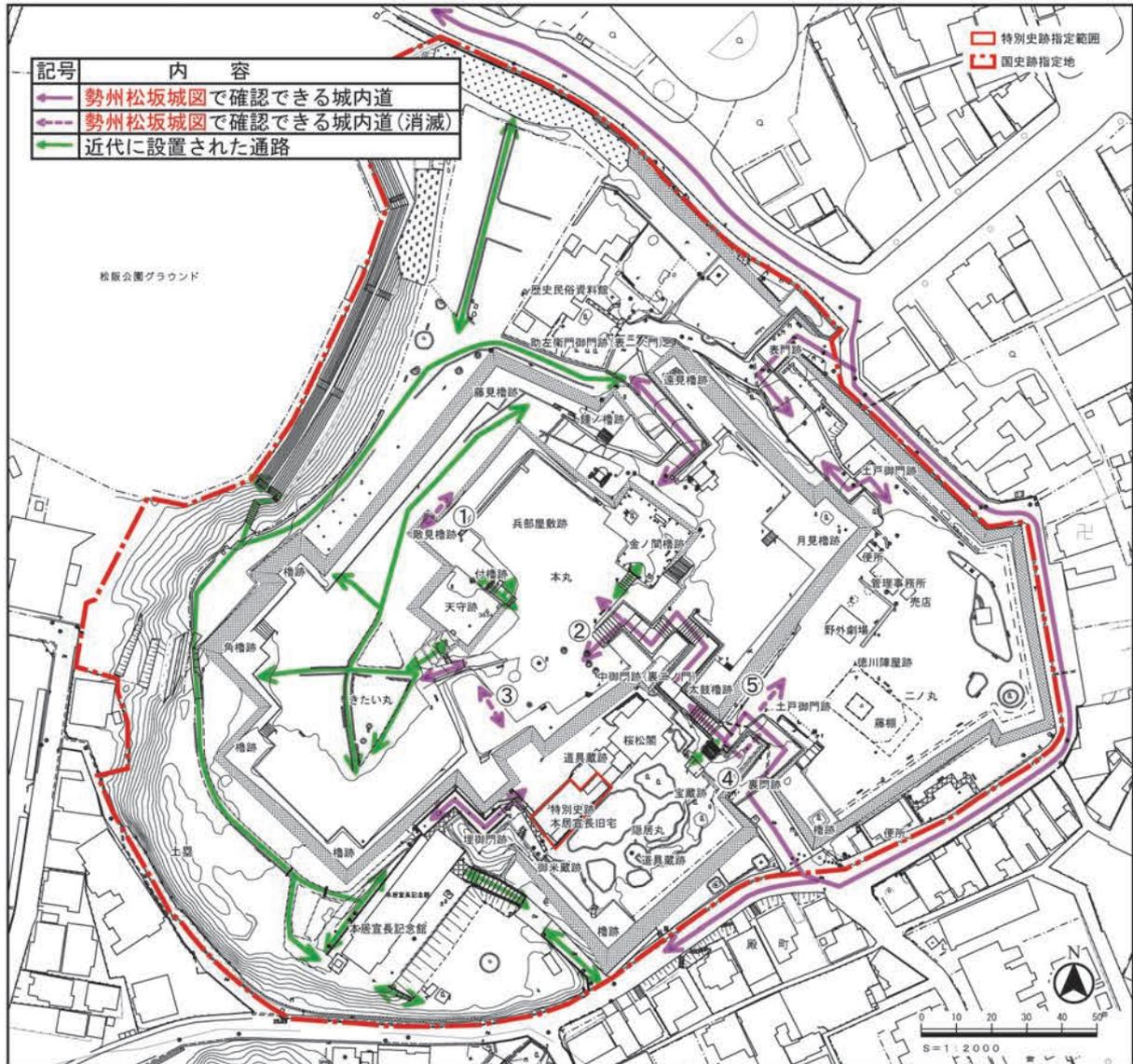
また、表土が流出したり段差や勾配のやや急なところもある。



表門周辺表土流出状況



天守台周辺表土流出状況



動線区分図

<絵図との比較表>

資料名	勢州松坂城図	伊勢国松坂古城之図	松坂旧城郭之図	松坂旧城絵図面 飯高郡松坂城
年代	正保元年(1644)頃	正保2年(1645)～ 承応3年(1654)頃	明治初期	明治7～10年 (1874～1877)頃
所蔵	国立公文書館	国立公文書館	松阪市郷土資料室	三重県生活・文化部
①				
②				
③				
④	※石垣の形状が異なる。			
⑤				

■ 絵図で確認できるもの
○ 番号は図に対応

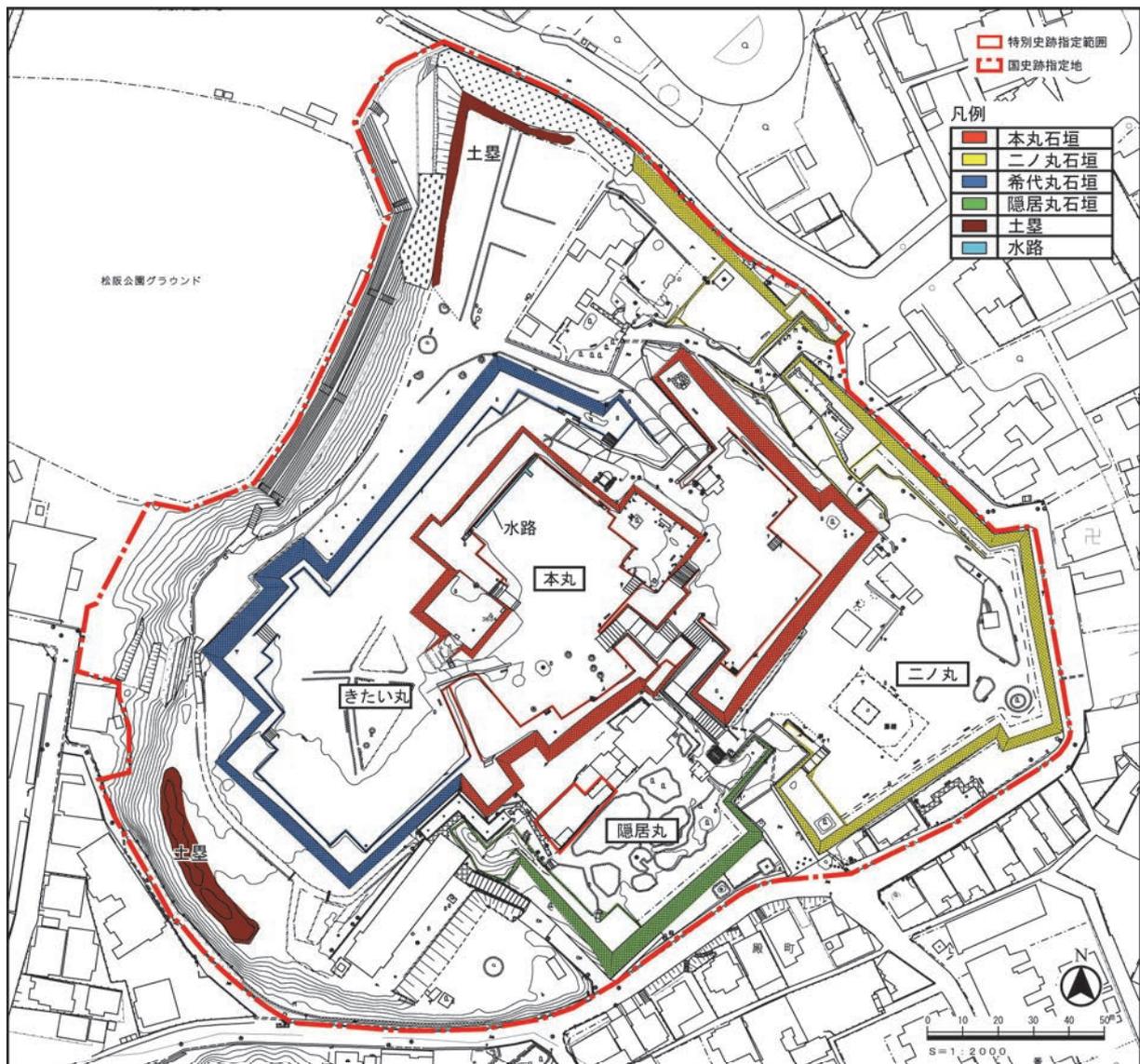
⑥ 水路

<現状>

平成元年(1989)度から2年度の本丸跡の発掘調査で、敵見櫓北続多聞の石垣を側面とした遺構としての水路が検出され、復元整備されている。これは北側石垣を吐水口とし、城外に排水する流路をとっている。北側石垣の他にも、吐水口をもつ石垣が確認できるが、内部水路の位置、範囲等は明らかになっていない。

<課題等>

本丸跡の一部の遺構水路は、確認され整備されているものの、他の地区において、遺構水路は、発掘調査等により確認されていない。



地上遺構箇所図

(2) 地下遺構

① 建物跡

<現状>

(ア) 発掘調査により確認された建物跡

・天守跡

本丸にあり、平成元年(1989)度から2年度に発掘調査をおこなっている。その結果、自然石による乱積の石垣の裏側 1.8～1.9m幅で拳大の裏込め石が検出された。また天守中央部分では人頭大から拳大の栗石がびっしり敷かれた集石遺構が検出されたが、裏込め石と集石遺構の間、約1～1.4mの幅には石がまったく見当たらない版築された土の層が見られた。これらの遺構から、天守は地下階(穴倉)を持たない構造であるが、本丸から天守に直接入っていく階段は見つかっていないので、単独で天守が建っていたのではなく、脇の櫓と天守が連結されており、脇の櫓を経由して天守に入っていたと考えられる。また櫓はおそらく周りの多聞とも接していたので、どこかで御殿とも連結されていたと推測でき、概ね天守の構造が解明された。

『せいしゅういたかごおりのうちまつさかじょうまちえずしたちょう勢州飯高郡之内松坂城町絵図下帳』(正保頃)には正保元年(1644)7月29日大風により倒壊するとの記述がある。

・櫓跡

平成元～2年度の発掘調査によって、天守北側にある付櫓からは礎石が確認されている。付櫓西にある敵見櫓は、大きく崩れていたが石垣の積み方や石材は天守台と同じであったことや規模が判明した。また礎石の一部も見つかっている。

敵見櫓北続多聞跡は、敵見櫓から北方向にのびる幅6m、長さ35mで、石垣の積み方は天守と同じであった。礎石は梁間1.5m、桁行2mの間隔で、梁間には3個、桁行には14石並んで残存していた。また敵見櫓跡の北方向への張り出しと北続多聞跡との間には敵見櫓跡から兵部屋敷跡に続く幅1m足らずの9段の石積階段が検出されている。この櫓と敵見櫓との境5mの間には大量の瓦が見つかっているが、中には「天正七年」銘の軒平瓦や鬼瓦といったものがある。『勢州飯高郡之内松坂城町絵図下帳』(正保頃)に、「敵見櫓大破 金ノ間櫓大破」等櫓が破損している内容の記述がある。また、藤見櫓等において一部礎石が確認できる。

・屋敷跡・門跡等

本丸兵部屋敷は、平成元～2年度の発掘調査において周辺部で礎石跡、石畳跡、柵跡、塀中門跡等が確認されている。近年まで配水池が設置されていたため、中央部は東西30m×南北20m×深さ1.4mにわたって地上のシルト層までほぼ削平されており、遺構・遺物は明らかになっていない。

(イ) 絵図等により想定される建物跡

・屋敷跡・櫓跡等

発掘調査により遺構は確認されていないが絵図等史資料によると、徳川陣屋は寛政6年(1794)着工しており、その内部は『松坂旧城郭之図』(明治初期)に描写されている。その後描かれた『松坂旧城絵図面 飯高郡松坂城』(明治7～10年頃)では、建物の形状を変更しつつも、規模をほぼ踏襲していることが分かる。建物は明治10年(1877)に焼失している。陣屋着工以前には、「二ノ丸屋形」が存在し、それは玄関・書院・寝間・風呂屋等をもつ建物であった記録がある。(『勢州飯高郡之内松坂城町絵図下帳』(正保頃))

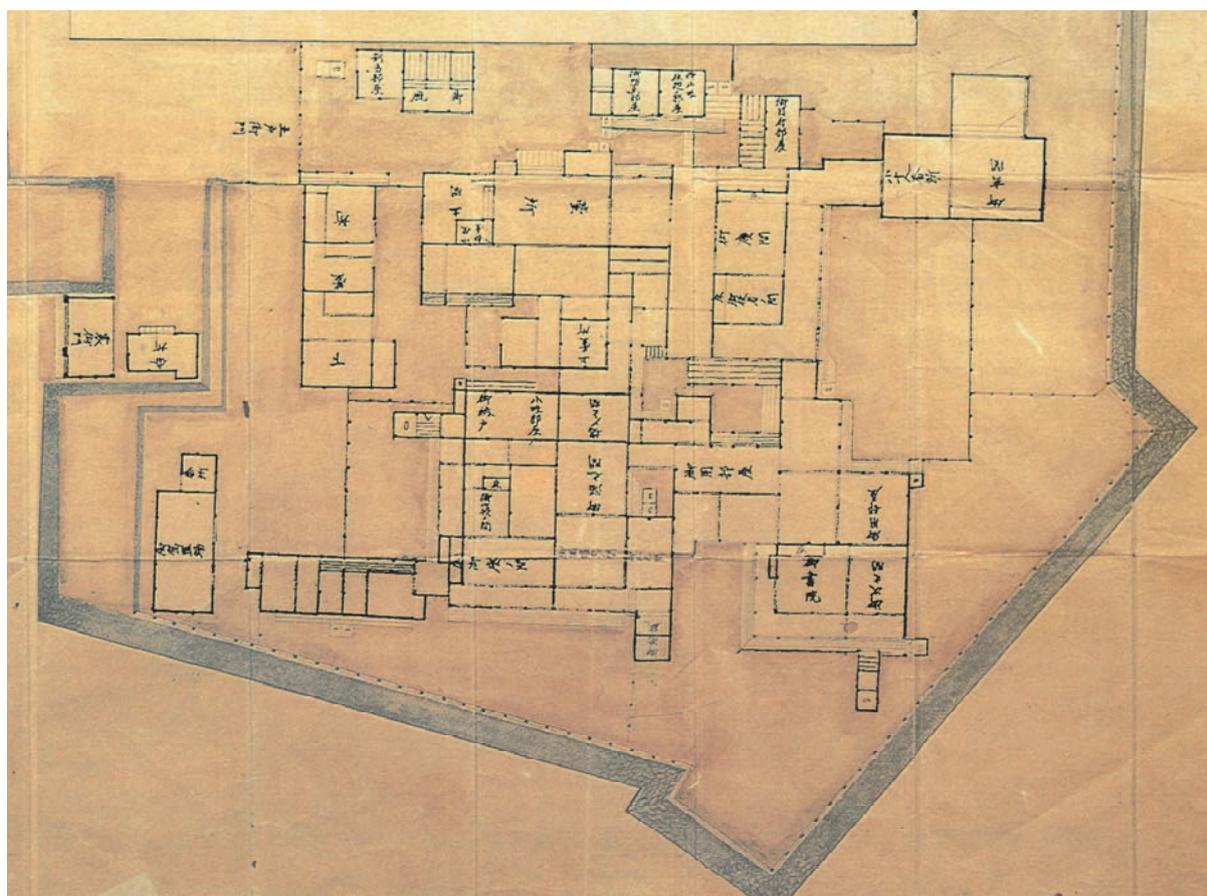
また二ノ丸、きたい丸、隠居丸にはいくつかの角櫓や多門櫓があったことは、十分に想定される。

・門跡

絵図等史資料により、史跡指定地内には少なくとも7基の城門があり、そのうち表門、裏門、中御門(裏二ノ門)については、古写真が残存しているため、その形状、規模等が明らかになっている。それ以外の門について、『勢州飯高郡之内松坂城町絵図下帳』(正保頃)には、「裏二ノ門破損 表二ノ門大破」の記述が見え、天保5年(1834)助左衛門御門(表二ノ門)の屋根破損の記述もあることから、助左衛門御門(表二ノ門)はこの頃まで存続していたことが分かる。発掘調査は行われていない。

<課題等>

本丸跡を除いては発掘調査は実施されておらず、本丸跡以外の地下遺構としての建物跡の遺構は解明されていない。



『松坂旧城郭之図』部分(明治初期 松阪市郷土資料室蔵)

② 井戸跡

<現状>

絵図等史資料によると、史跡指定地内には少なくとも6基の井戸跡があり、内3基は正確な位置を把握できていない。地上で確認できるものについては、周囲を縁石で囲うなどしている。

<課題等>

地下遺構である井戸跡で未確認のものがある。(発掘調査は実施されていない。)



表門付近井戸跡



本丸井戸跡

③ 工作物跡

<現状>

兵部屋敷跡周囲の発掘調査の際、柵が確認されている。その他『松坂旧城郭之図』(明治初期)においては、二ノ丸石垣上部に柵と思われる描写がされている上、陣屋周囲では、敷地を区画する施設が確認できる。

<課題等>

発掘調査は実施されておらず、絵図の検証、遺構の解明はなされていない。

④ 水路跡

<現状>

平成元年(1989)度から2年度の発掘調査の際、本丸兵部屋敷周辺にて自然石を用いた溝の痕跡が所々に認められており、箇所によっては、直角に折れ曲がっていることから雨落溝として利用されていたことも予測される。現在は埋土により保存されている。その他建物に付随した水路が城内に分布している可能性がある。

<課題等>

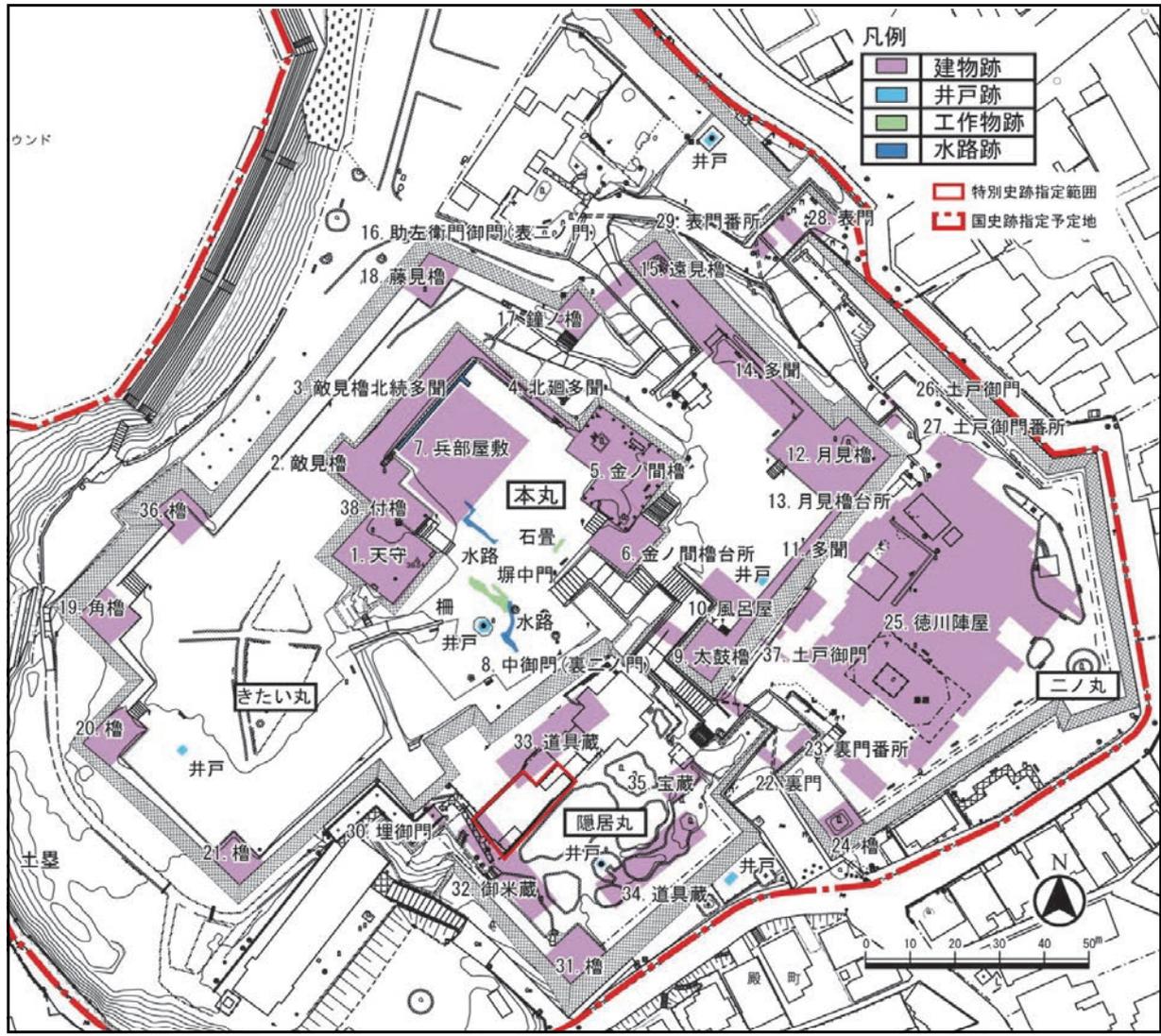
未調査のため本丸跡以外の水路跡の遺構は確認されていない。



開渠排水溝



暗渠排水溝



地下遺構箇所図(本丸跡以外は絵図等資料による推定)

4-1-2 特別な構成要素

(1) 指定文化財

① 特別史跡本居宣長旧宅

<現状>

本居宣長旧宅は、宣長が12歳の時から亡くなる72歳まで約60年間住居としていた木造平屋建(1部2階)瓦葺き、建築面積74.25㎡の建物である。この建物は、元禄4年(1691)宣長の祖父が清光寺門前に養母の隠居屋敷として建て、享保11年(1726)に魚町に移築したものである。さらに明治42年(1909)に松坂城跡の現在地に移築し、庭園などは旧状を模し、建物は若干の修理復元がなされた。

間取りは1階の見世の間、おいえの間、居間、仏間、奥座敷、台所からなり、2階は書斎で、この書斎は宣長の名声があがりはじめた53歳の時、物置を改造したものであるが、その床近くに36個の鈴を掛けたことにちなみ、この書斎を鈴屋と命名したことから、本居宣長旧宅は鈴屋とも呼ばれている。今では松阪公園の一施設として市民に認知されている。

建物の遺存状況もよく、また江戸時代の町屋の姿を今もよく留めていることから昭和28年3月31日に国の特別史跡に指定された。

現在、公益財団法人鈴屋遺蹟保存会が管理しているが、今後にも必要に応じ保存修理を行うことになっている。



旧宅



庭園

<課題等>

移築された建物であり、元来松坂城跡にあった建物ではないが、明治以降の松坂城の歴史を物語る建物である。現在、建物自体のゆがみや一部に老朽化がみられ、また建物構造は耐震構造となっていない。

(2) 登録有形文化財(建造物)

① 松阪市立歴史民俗資料館(旧飯南郡図書館)本館・倉庫

<現状>

松阪市立歴史民俗資料館(旧飯南郡図書館)本館は、明治43年(1910)の皇太子の飯南郡への行幸を記念して、飯南郡図書館として建設されたもので、明治45年4月に開館した。その後一部増築し、松阪市立図書館として使用されたが、図書館が別の場所に新築移転したため、昭和53年(1978)に内部改修を行い、歴史民俗資料館として利用されている。

建物は、木造2階建瓦葺で、建築面積は239㎡である。伝統的な和風の意匠を有し、左右に翼部、中央に玄関が突出した左右対称の構造に特徴があり、近代における伝統的な和風建築の展開を知ることができる好例として平成9年(1997)9月3日に国の登録有形文化財に登録された。

数多くの展示品を有し、常設展示のほか、文化、芸術、暮らし、産業などの分野に関する企画展を定期的に開催している。

松阪市立歴史民俗資料館(旧飯南郡図書館)倉庫は、本館の東に隣接して本館と同時に建設された。建物は2階建瓦葺の土蔵で、建築面積は20㎡である。漆喰壁を下見板で覆い、外観の意匠を本館とあわせているが、建物高さを低く押さえている点は立ちの高い本館とは対照的である。本館と同じ平成9年9月3日に国の登録有形文化財に登録された。市民の寄付でつくられた図書館の付属施設として市民に広く親しまれている。



本館



倉庫

<課題等>

明治43年(1910)に建設された建物であり、元来松坂城跡にあった建物ではない。また、建物自体の全体的な老朽化がみられ、また建物構造は耐震構造となっていない。しかしながら松坂城の明治以降の歴史を物語る建物であり、また一般の市民をはじめとする人達の寄付によって建てられ、今も市民権を得た建物となっている。



内部状況



破損状況

② 鈴屋遺蹟保存会旧事務所・倉庫・正門・堀

<現状>

鈴屋遺蹟保存会旧事務所は本居宣長旧宅が城内へ移築された際、保存団体である鈴屋遺蹟保存会の事務所として明治42年(1909)に建設されたものであり、昭和63年に改修が行われた後「桜松閣」の名で茶室や会議室、また見学者の休憩施設として利用されている。旧事務所は木造平屋建、入母屋造、唐破風玄関付の和風意匠を基調としている建物で、その他木造2階建方形造の倉庫、切妻造の一門一戸葉医門、総延長約11mの瓦葺の木堀等により構成されている。平成19年7月31日に旧事務所、倉庫、門、堀が国の登録有形文化財に登録された。



旧事務所



倉庫

<課題等>

明治42年に建設された建物であり、元来近世の松坂城内にあった建物ではないが明治以降の松坂城の歴史を語る建物となっている。現在、建物に一部老朽化がみられるもののさほど大きな損傷はみられない。なお施設の老朽化により建物内部に収納されている貴重な資料の保存上の課題がある。



正門



堀

4-1-3 その他の要素

(1) 文化施設

① 本居宣長記念館

<現状>

本居宣長記念館は、昭和45年(1970)に開館した建物で、本居家より松阪市への寄付資料約16,000点を展示、収蔵する目的で建てられた建物である。建物構造は鉄筋コンクリート造アスファルトシングル葺2階建てで建築面積は822.96㎡である。重要文化財467種、1,949点、県有形文化財19種、30点を有し、年4回の展示替えを行っている。

<課題等>

本来松坂城跡とは無関係な建物である。特別史跡本居宣長旧宅との一体的利用が図られているものの築後40余年を経て建物本体、設備共所々に老朽化が目立つ。そのため重要文化財等の良好な状態での収蔵のあり方が懸念されている。

② 野外劇場

<現状>

二ノ丸跡にある野外劇場は、昭和53年(1978)3月に都市公園施設として建設されたものである。構造は、本造鋼板葺で面積7.5㎡の工作物である。年に一回松阪能楽連盟の主催する新能が行われていた他、遠足等の際の休憩所など市民の憩いの場として活用がなされている。

<課題等>

県史跡指定後に整備された施設であり、松坂城と関係する歴史的な施設ではなく、歴史的文化的環境にとっては多少目立つ工作物である。

(2) 体育施設

① スタンド

<現状>

史跡指定地北西縁辺部に位置し、その西側の松阪公園グラウンドの付属施設である。現在この松阪公園グラウンドで規模の大きな大会が行われることは少ないが、スタンドにおいては亀裂箇所が所々確認できる。往時の地形・景観とは異なっていると思われるが、絵図に示されている城を画する土塁の痕跡がスタンド上部に残存している。

<課題等>

松坂城のかつての地形が改変され、建設された施設である、施設は一部老朽化している。



記念館



野外劇場



スタンド

(3) 休養施設

① ベンチ・東屋

<現状>

ベンチは主に本丸下段・二ノ丸に設置されており、石製の基礎に木製板を座面とした仕様に統一されている。指定地内に27箇所ある。東屋は二ノ丸にあり、眺望の良い東端部に設置されている。

<課題等>

既存のベンチのなかには一部老朽化したものがある。また、全てのデザインが統一されていない。



ベンチ



東屋

② 水飲場

<現状>

二ノ丸藤棚西側と二ノ丸石垣南側の二箇所にて設けられており、これといった損傷もなく利用されている。

<課題等>

二ノ丸石垣南側の水飲み場は隣接する便所も含めて、石垣景観の阻害要因となっている。

③ 藤棚

<現状>

二ノ丸の藤棚に生育するフジは、明治23年(1890)に脇田藤助が愛知県海部郡鍋田村(弥富市)のものを移植、松阪市に寄贈したものであり、かつて二ノ丸にあった料亭、亀甲亭の南庭に植えられたものである。樹齢300年を超えるといわれ、多くの市民に認知されている。

<課題等>

フジの樹根の成長による徳川二ノ丸御殿跡等の遺構の適正な保存が懸念される。



水飲場



藤棚

(4) 便益施設

① 売店

<現状>

本丸下段と二ノ丸の二箇所を設置されており、壁面等において劣化が見られ背後の石垣等景観と調和していない。

<課題等>

設置箇所、施設のデザイン等が必ずしも歴史的文化的環境にふさわしいとはいえない。

② 便所

<現状>

便所は史跡指定地内に3箇所設置されており、裏門付近以外のものは売店同様背後の石垣等への視界を妨げている。特に本丸下段のものは、見学者の動線として^{すげざえもんごもん}助左衛門御門跡を過ぎ本丸に至る入口付近に位置し景観上の障害ともなっている。

<課題等>

3箇所の便所についてはいずれも歴史的文化的環境にふさわしい意匠を有しているとはいえない。



売店



便所

③ 駐車場・駐輪場

<現状>

駐車場、駐輪場ともに指定地南端部に位置し、現在も見学者が利用している。進入路は急斜面になっている。

<課題等>

現状においてこれといった課題はないが、本来史跡指定地内にあるべき施設ではない。



駐車場

(5) サイン施設

① 案内学習サイン

<現状>

表門、裏門付近において、集中的に様々な仕様のサインがいくつも設置されている。説明板は仕様が統一されていない上、旧宅や登録文化財に付随するものが多く、城跡について説明するものが少ない。その他指定地内には23基の名称サインである石柱が各櫓台、門跡等に設置されており、これらの仕様はほぼ統一されている。石製道標についても仕様は統一され、劣化等毀損は見られない。その他記念樹の寄贈者が明記されている標柱等が点在しており、一部劣化が見られる。

<課題等>

表門、裏門をはじめ、複数のサインが集中的に設置されている箇所は、サイン類の系統、デザイン等が統一されていない。また指定地内におけるサイン全体において規模、意匠、構造等に差異がみられる。説明板の内容に誤りのあるものもある。

② その他

<現状>

注意板は主に石垣上部に設置され、指定地内に計25基設置してある。種類として白色アクリル製、角柱、高札式等仕様は様々である。

<課題等>

案内学習サインに準じる。



案内板 表門周辺



案内板 表門周辺



説明板 松阪市立歴史民俗資料館周辺



説明板 藤棚周辺



石柱 名称サイン



標柱



道標



高札式注意板

(6) 安全管理施設

① 地上施設

<現状>

外灯は仕様として旧式のものと新しいものがあり、一部老朽化がみられるものもある。電柱・引き込み柱は指定地内に計35基設置されており、史跡景観になじまないと思われるデザインや配置もある。またその設置位置が必ずしも適正ではない。



旧式外灯



新式外灯

また城への進入口である表門、裏門、本居宣長記念館附近には仕様の異なる3基の車止めが設置されている。

二ノ丸にある管理事務所は、管理者が城内清掃の際に利用しており、その他天守台石垣下部にある撤去材等置き場も利用している。

その他、給電用キュービクルや水道タンクもある。



本居宣長記念館付近車止め



管理事務所

<課題等>

劣化による更新の必要のある外灯がある。史跡景観になじまない電柱・引き込み柱もみられる。車止めは今後も見学者の安全のためその機能を継続する必要があるが、デザイン等必ずしも史跡指定地にふさわしいものとなっていない。

管理事務所やキュービクル等給電設備施設や水道タンクについては、必ずしも史跡景観に配慮した配置、デザイン仕様等となっていない。

② 地下施設

<現状>

下水施設等指定地内に水路及び柵を始め、地下に埋設された施設が設置されている。

<課題等>

配管位置・深さ等が不明なものがある。また、施設の一部に老朽化等が予測されるものがある。

(7) その他の工作物等

① 石碑

<現状>

指定地内には、表門周囲や櫓台において計18基の石碑が設置されており、記録に残るものは、明治38年～平成5年の間に建立されている。建立当時から城内に設置されているものと、道路の拡幅工事の際に城内に移設されたものがあり、その種類としては城跡の記念碑、句碑、文学碑等がある。

<課題等>

松坂城に関係のないものが少なくない。

② 石造品

<現状>

常夜灯は、搦手口の進入路西側に2基設置されている。津の新玉講(参宮講)が文政6年(1823)に寄進したもので、かつては藤枝町に所在しており、昭和初期に城内へ移設されている。もう一基は旧櫛田川渡し場の常夜灯で、江戸干鯛問屋仲間が安永9年(1780)に寄進し、当初伊勢街道筋の早馬瀬河原はやませかわらにあったが、昭和29年(1954)に現在地へ移設されたものである。

その他の石造品として彫刻シンポジウムの際に設置された石製モニュメントや石製コンパス、石灯籠等が城内に点在している。石灯籠の笠が損失していることを除いてこれら石造品の破損は今の所見受けられない。

<課題等>

大半が松坂城に関係しないものである。



山口誓子句碑



亀井改堂顕彰碑



旧櫛田川渡し場常夜灯



旧伊勢街道常夜灯



石製モニュメント



石灯籠

③ その他

<現状>

その他の工作物としては表門附近に設置された祠(開運地蔵)があり、この祠は地域住民にまつられているが、背面石垣に孕みが生じているなど一部損傷がみられる。

国旗掲揚台は、松阪公園のグラウンドのスタンド上部と二ノ丸の二箇所であり、前者は周辺に樹木が繁茂し旗を揚げるのが困難なため、ほとんど使用されていない。

埋御門跡周辺の特別史跡本居宣長旧宅と本居宣長記念館を連絡する渡り廊下と見学デッキは、来訪者の利便性を考慮して設置したものであるが、史跡景観としては異質なものである。

花壇はほとんど花が植えられていない。

<課題等>

祠は、元来松坂城とは関係のないものであるが、地域の人達の信仰の対象となっている。

国旗掲揚台は、松坂城とは無関係である。また殆ど利用されていない。

花壇は、公園施設として設けられたものである。また殆ど利用されていない。

渡り廊下、見学デッキは、来訪者のための施設であるが松坂城とは関係のないものである。意匠等において、必ずしも史跡指定地にふさわしいものとはなっていない。また一部老朽化がみられる。



祠(開運地蔵)



渡り廊下

(8) 植生

<現状>

史跡松坂城跡は史跡であると同時に都市公園であるため、樹木は多い。指定地内の優先樹種としてはソメイヨシノ、イロハカエデ、クロマツを挙げることができ、史跡松坂城跡はサクラの名所として市民に認知されている。きたい丸跡の梅林等、群植が所々で見られる。また天守台周辺や指定地西側縁辺部においては、樹木が繁茂し、指定地内外の眺望を妨げている上、今後倒木等により石垣や土塁遺構をはじめ遺構に影響を及ぼす可能性がある箇所がある。二ノ丸や隠居丸には、記念樹が植樹されており、樹木が移植されて標柱のみ残るもの等見受けられる。

<課題等>

石垣や土塁等遺構に損傷を与える恐れのある樹木がある。また樹木の繁茂により史跡松坂城内外からの眺望が妨げられているところがある。さらに史跡松坂城跡とは無関係な記念樹も植栽されている。



梅林



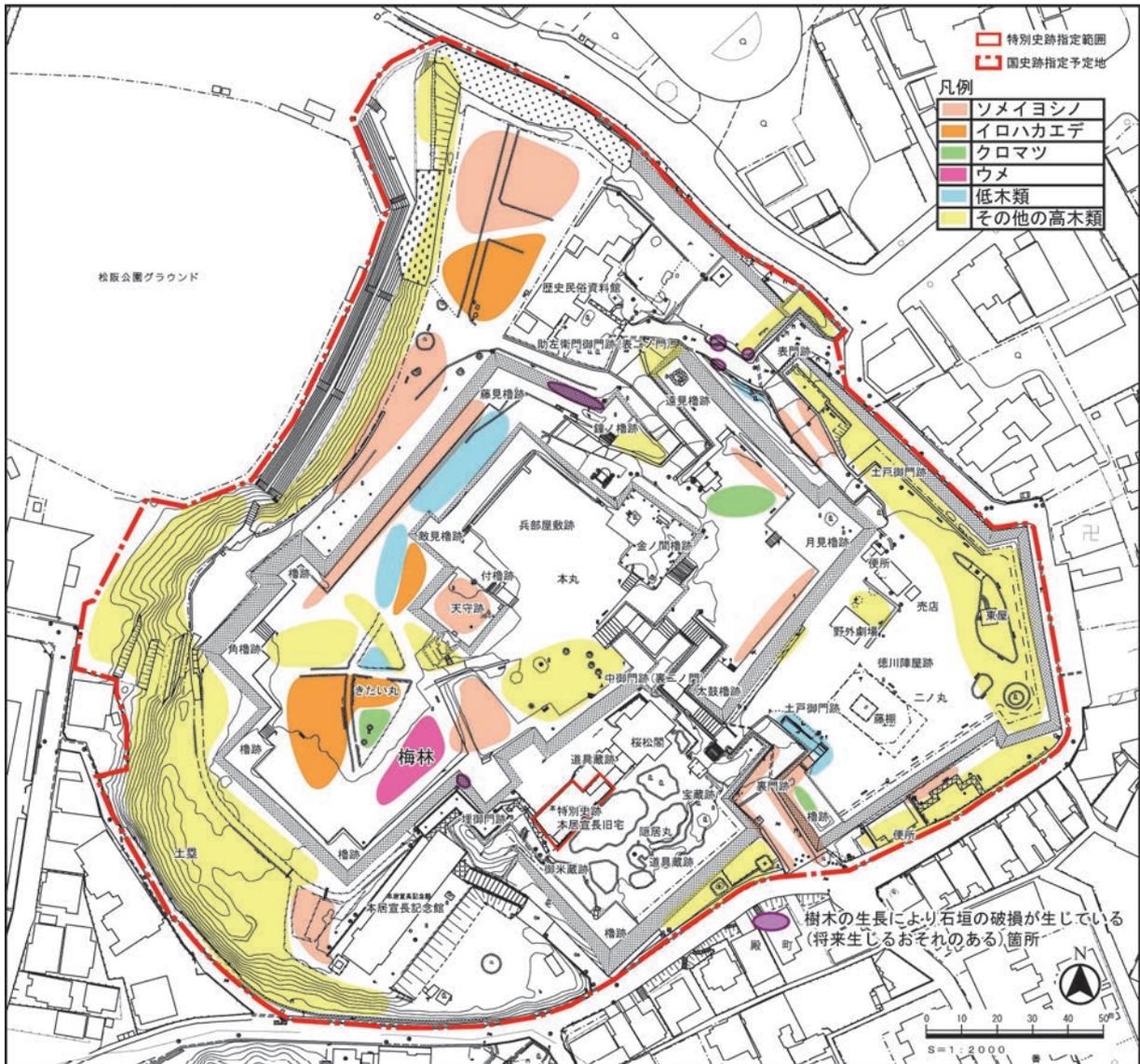
西側縁辺部 市営グラウンドより



土塁遺構上の樹木



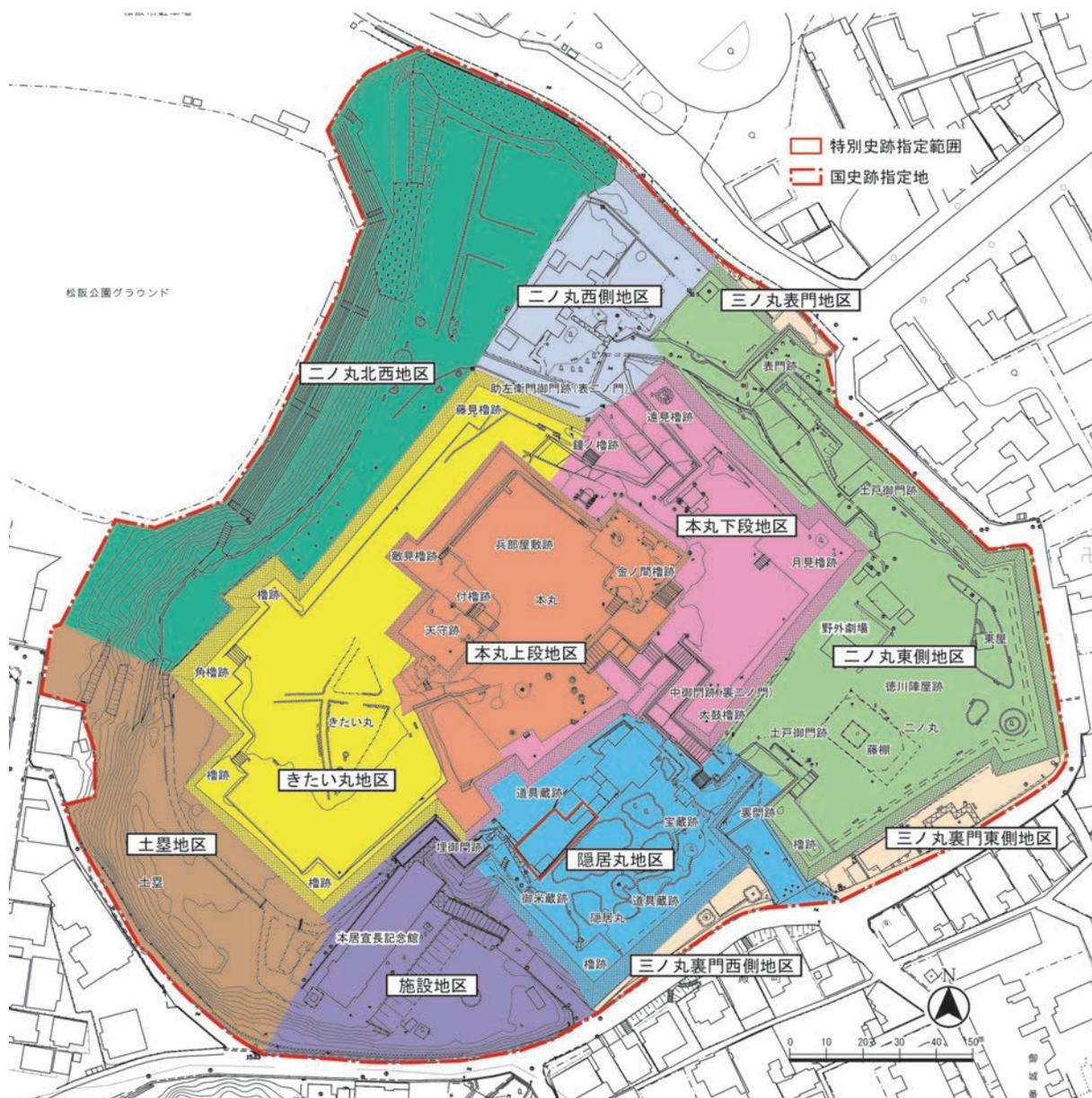
サクラ



現況植生分布図

4-2 前提となる計画

史跡松坂城跡の整備については、平成24年3月に策定された『史跡松坂城跡保存管理計画』（以下「保存管理計画」という）にその方向性が示されており、地区別の保存管理と整備の方向性は以下のとおりである。



地区区分図

<地区別の保存管理計画と整備の方向性>

区分	細 区 分	保存管理計画と整備の方向性
本丸跡地区	本丸上段地区	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は、城郭としての史跡松坂城跡の中樞をなす地区であることから、重点的点検地区として位置づけ、日常の見回り等点検は、頻度を適正に保ち、縄張・石垣・石段等の地上遺構とともに地下遺構の厳正な現状保存を図る。 ・そのため必要に応じ石垣等に影響を及ぼす樹木の除去のほか、降雨による表土の流亡を防止するため、景観に考慮した適正な工法により、表土面を保護する。 ・地上遺構である石垣や石段に小規模破損(石垣天端石のズレ等)がみられた場合は、維持的措置として現状に復旧する。 ・現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合は、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う。 ・石垣・石段等において後世に改変されたことが明らかな箇所については、十分な調査・検討を踏まえ復旧を検討する。 ・良好な周辺への眺望確保並びに歴史的文化的環境にふさわしい景観や風致の保全を図る。
	本丸下段地区	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は、本丸上段地区と一体となった史跡松坂城跡の重要な地区であるため、本丸上段地区同様に重点的点検地区として位置づけ、日常の見回り等点検は頻度を適正に保ち、縄張・石垣・石段等の地上遺構の厳正な現状保存を図る。 ・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存を図る。 ・必要に応じ石垣等に影響を及ぼす樹木の除去のほか、降雨による表土の流亡を防止するため、景観に考慮した適正な工法により、表土面を保護する。 ・地上遺構である石垣や石段に小規模破損(石垣天端石のズレ等)がみられた場合は、維持的措置として現状に復旧する。 ・現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合は、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う。 ・石垣・石段等において後世に改変されたことが明らかな箇所については、十分な調査・検討を踏まえ復旧を検討する。

区分	細 区 分	保存管理計画と整備の方向性
き た い 丸 跡 地 区	きたい丸地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の見回り等点検を行い、石垣等地上遺構の現状保存を図る。 ・ そのため必要に応じ石垣等に影響を及ぼす樹木の除去のほか、降雨による表土の流亡を防止するため、景観に考慮した適正な工法により、表土面を保護する。 ・ 必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存を図る。 ・ 地上遺構である石垣や石段に小規模破損(石垣天端石のズレ等)がみられた場合は、維持的措置として現状に復旧する。 ・ 現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合は、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う。 ・ 石垣・石段等において後世に改変されたことが明らかな箇所については、十分な調査・検討を踏まえ復旧を検討する。 ・ 良好な歴史的文化的環境を保全するため、景観上・風致上障害となる施設は撤去する。
二 ノ 丸 跡 地 区	二ノ丸東側地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の見回り等点検を行い、石垣等地上遺構の現状保存を図る。 ・ 必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存を図る。 ・ 地上遺構である石垣や石段に小規模破損(石垣天端石のズレ等)がみられた場合は、維持的措置として現状に復旧する。 ・ 現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合は、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う。 ・ 石垣・石段等において後世に改変されたことが明らかな箇所については、十分な調査・検討を踏まえ復旧を検討する。 ・ 良好な歴史的文化的環境を保全するため、景観上・風致上障害となる施設は撤去する。
	二ノ丸西側地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の見回り等点検を行い、石垣等地上遺構の現状保存を図る。 ・ 必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存整備を図る。 ・ 地上遺構である石垣や石段に小規模破損(石垣天端石のズレ等)がみられた場合は、維持的措置として現状に復旧する。 ・ 現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合は、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う。 ・ 良好な歴史的文化的環境を保全するため、景観上・風致上障害となる施設は撤去する。

区分	細 区 分	保存管理計画と整備の方向性
二 ノ 丸 跡 地 区	二ノ丸北西地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の厳正な保存を図る。 ・日常の見回り等点検を実施し、倒木や地形の改変が確認された場合は維持的措置として、倒木処理、埋戻し等を行う。 ・後世において改変された地形については発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、復旧を図る。 ・繁茂する樹木については適宜、間伐、整枝、切り下げ剪定等を行い、植生の適正な管理を図る。 ・良好な歴史的文化的環境を保全するため、景観上・風致上障害となる施設は撤去する。
	隠居丸地区	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の見回り等点検を行い、石垣等地上遺構の現状保存を図る。 ・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存整備を図る。 ・特別史跡本居宣長旧宅や登録有形文化財鈴屋遺蹟保存会旧事務所・倉庫・正門・塀については現状を維持・保全する。 ・地上遺構である石垣や石段に小規模破損(石垣天端石のズレ等)がみられた場合は、維持的措置として現状に復旧する。 ・現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合は、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う。 ・良好な歴史的文化的環境の保全を図る。
	土塁地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の厳正な保存を図る。 ・日常の見回り等点検を実施し、倒木や地形の改変が確認された場合は維持的措置として、倒木処理、埋戻し等を行う。 ・土塁遺構については必要な発掘調査等各種調査を実施し、遺構を解明するとともに遺存状況を確認し、その保存を図る。 ・土塁遺構上の樹木については表土の崩落や流出防止を図りながら伐採を行う。 ・後世において改変された地形については発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、復旧を図る。
三 ノ 丸 地 区	施設地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の厳正な保存を図る。 ・日常の見回り等点検を実施し、倒木や地形の改変が確認された場合は維持的措置として、倒木処理、埋戻し等を行う。 ・後世において改変された地形については発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、復旧を図る。 ・史跡指定地としてふさわしい歴史的文化的環境を維持する。
	三ノ丸表門地区、三ノ丸裏門東側地区、三ノ丸裏門西側地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の厳正な保存を図る。 ・史跡指定地としてふさわしい歴史的文化的環境を維持する。